京　都　大　学　大　学　文　書　館　利　用　等　要　項　新　旧　対　照　表

改　正　前	改　正　後
（前　略） （個人情報漏えい防止のために必要な措置） 第７　大学文書館は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、法第１５条第３項に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のために次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1)　(略) (2) 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成１１年法律第１２８号）第２条第４項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置 (3)　(略) (4) その他当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置 （後　略）	（個人情報漏えい防止のために必要な措置） 第７　大学文書館は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、法第１５条第３項に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のために次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) (2) （同　左） (3) (4) 附　則 この要項は、令和４年４月１日から実施する。